

6. むすび

本年度は、前年度に比べ、年間処理水量は 5.4%、有収水量は 3.8%増加しているが、有収率は 1.4%、使用料回収率は 9.3%減少している。

経営成績については、営業損失が 193,511 千円生じているが、これは、営業収益が前年度より 7.9%減少したこと。また、営業費用のうち、管路の更新により、除却した資産が 32,748 千円生じたことが要因となっている。営業収支比率は前年度 92.1%であったが、今年度は 82.6%と減少しており、今後の改善を期待している。営業外収益及び特別利益は 531,700 千円、営業外費用及び特別損失が 105,511 千円であり、当年度純利益は 232,688 千円となっている。また、資金収支は、本年度実質収支額 259,526 千円であるが、単年度収支は 72,168 千円である。

<今後の事業運営にあたり、以下の意見を申し添えます。>

1. 下水道使用料については、新型コロナウイルス感染症にかかる生活支援施策として 110,000 千円の料金減免があり、また一般会計からの負担金の繰入により、経営全体を維持していると見受けられる。費用についても、削減することが難しい中、管路の改築工事に係る費用や流域下水道への建設負担金等が必要となり、事業運営を取り巻く環境は厳しい状況にある。財政状態では、流動比率が 78.8%と前年度から見れば改善している。流動比率については、最低 100%以上は維持する必要があるので、さらなる改善に取り組んでいただきたい。
2. 営業未収金については、前年度末残高から 1,511 千円増加しており、下水道使用料は水道料金と併せて徴収していることから、水道局の未納について適切な管理が下水道使用料の収入確保に結び付くと考えられる。引き続き、水道局との連携を密にして早期収納に努めていただきたい。
3. 地方公営企業法第 3 条において、地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営しなければならないという経営の基本原則がある。本市の下水道事業は経営基盤の強化と経営の健全化の推進を図るため、令和元年度より公営企業会計に移行したが、今後も安定的で持続的な事業運営に努めていただきたい。

